

答申第 154 号  
令和 5 年 7 月 5 日

兵庫県人事委員会  
委員長 田 中 基 康 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 4 年 12 月 22 日 付け 諮問 第 1 号 で 諮問 の あつた 下 記 の 公 文 書 に 係 る 標 記 の こ と に つ い て、別紙のとおり答申します。

記

令和 3 年度職員採用試験適性検査問題冊子

## 第 1 審議会の結論

兵庫県人事委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和 4 年 7 月 6 日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

### 2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、令和 3 年度兵庫県職員採用試験行政 A における適性検査の問題冊子（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

### 3 実施機関の決定

令和 4 年 7 月 14 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 4 審査請求

令和 4 年 10 月 8 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 5 諮問

令和 4 年 12 月 22 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全公開を求める。

## 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

一次筆記試験は問題が公開されているが、二次（以降）の人物試験の「参考」に過ぎない性格検査が秘匿されるのは理解不能である。受験者全員の目に触れているものであり、再現問題の制作が可能である。民間企業でも同様の試験が行われていることから秘匿性は乏しく、公開による信憑性への懸念はなく、正確な検査結果が得られなくなるおそれもない。

また、不開示理由とする支障の判断には、開示により、県が求める人物を多く見込める点や検査項目に合憲性があるとの姿勢を示すことができる点といった開示による利益も比較衡量すべきである。

著作権に係る不開示理由については、実施機関から別途公開された業者との契約内容が分かる資料によると、特に業者が著作権に関して要求している条件はない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

### 1 本件対象公文書

実施機関は、兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験において、まず筆記試験を実施し、事務系職種については、その合格者に対して1次面接試験及び適性検査を実施し、その合格者に対して最終面接試験を実施して、最終合格者を決定している。適性検査は、職務の遂行に必要な適性を判定するものであり、実施機関が民間の法人（以下「判定社」という。）に判定業務を委託し、判定社から提供を受けた本件対象公文書を使用している。

### 2 本件対象公文書を非公開とする理由

#### (1) 条例第6条第2号該当性

判定社は、事業活動の成果として本件対象公文書を制作し、その再利用も予定し、公的機関又はその関連機関（以下「公的機関等」という。）以外に質問項目を開示せず、本件対象公文書の購入は公的機関等に限定しており、その使用場面は採用試験における適性検査に限定して、投下資本の回収を企図している。

本件対象公文書は、判定社が心理学等の専門的知見に基づいて作成した著作物であり、判定社が著作者人格権を有し、全国の多数の公的機関等の採用試験

で使用されている。判定社は、検査の測定効果と完全性を保護するため、質問項目の公表は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号による情報公開請求への対応を含めて一切許諾していない。審査請求人は、判定社の判定業務の委託に係る請書に著作権に関する記載がないとして本件対象公文書の公開を主張するが、著作権は著作物を創作した時点で発生する権利であること、実施機関は判定社から職員採用試験以外の使用を許諾されていないこと、本件対象公文書自体に「全部又は一部の複製を禁ず」旨の記載があることから、上記主張には理由がない。

また、審査請求人は、受験者が複数人集まれば記憶を頼りに問題の再現が可能である、民間会社が実施するSPI等で類似の適性検査が行われているなどとして、本件対象公文書の公開を主張するが、これらの事情をもってしても、本件対象文書の公開によって判定社に対する著作権に基づく正当な利益の侵害となることに変わりはない。

したがって、本件対象公文書を公開すると、判定社の事業活動上の正当な利益及び著作者人格権に基づく公表権を害する具体的なおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると認められる。

## (2) 条例第6条第6号該当性

本件対象公文書は、判定社において、測定効果と完全性を保護するため、公的機関等以外には非公開としているものである。換言すれば、本件対象公文書による適性検査は、受験者の適性を判定するため、特別な対策をしない状態で受験することが前提となっている。

したがって、本件対象公文書を公開すると、受験者は、事前に質問内容を完全に把握した上で検査を受けることになり、そうなれば検査結果の信頼性が失われ、ひいては実施機関が行う行政A（大卒程度）採用試験の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれがある。

加えて、本件対象公文書を公開すれば、同様の適性検査を採用する全国の多数の公的機関等の検査の信頼性に大きな影響を与えるとともに判定社との信頼関係を損ねることとなり、判定社の協力が得られなくなることになる。そうなれば、専門性の高い適性検査は独自で実施することもできず、適性検査の継続が難しくなり、実施機関が行う行政A（大卒程度）採用試験の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれがある。

また、審査請求人は、本件対象文書を公開すれば本県が求める人物像を深く推測し、それに適合するよう性格を矯正することができる利益があるとして、非公開理由の判断に際しては、当該利益との比較衡量をすべきであると主張する。しかし、そのような性格の矯正が実際に可能とは考えがたく、実施機関は

そのようなことを求めていないこと、また、質問内容を公開すると検査結果の信頼性が失われてしまうことから、当該比較衡量をしたとしても上記の判断に変わりはないと考える。もとより、適性検査を実施するか否かにかかわらず、本県が求める人物像は、実施機関が一般に配布した令和3年度の行政A試験の試験案内において、本県は①行動力のある人材、②課題への対応力を持った人材、③斬新な発想を持った人材、④責任感のある人材を求めている旨を明確にしていることを付言する。

よって、条例第6条第6号にも該当すると認められる。

### 3 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、兵庫県職員行政A採用試験の一環として行われる適性検査において、実施機関が判定業務を委託した判定社から提供を受けたものである。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第2号及び第6号に該当するとして全部を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 条例第6条第2号について

実施機関の説明によると、本件対象公文書については、公的機関等以外に質問項目が開示されず、購入は公的機関等に、使用場面は採用試験における適性検査にそれぞれ限定されており、著作権法第18条第1項に基づく公表権を判定社は保有し、同法同条第3項第3号による情報公開請求への対応を含め、判定社は質問項目の公表を一切許諾していないとされる。

さらに、実施機関の説明によると、判定社は本件対象公文書を心理学等の専門的知見に基づいて作成し、公的機関等以外に質問項目を開示せず、使用場면을公的機関等の採用試験における適性検査に限定する等して、投下資本の回収を企図しているとされる。

このような状況を踏まえると、本件対象公文書を公開すると、判定社の行う適性検査の信頼性等に少なからぬ影響を生じることとなり、判定社の事業活動上の

正当な利益を害する具体的なおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第6条第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

### 3 条例第6条第6号について

実施機関の説明によると、本件対象公文書による適性検査は、受験者の適性を判定するため、特別な対策をしない状態で受験することが前提となっているとされている。また、上記2のとおり、本件対象公文書を実施機関が公開した場合、判定社の行う適性検査の信頼性等に少なからぬ影響を生じることとなる。そうすると、実施機関は、判定社との信頼関係を損ね、今後の実施機関による採用試験において、判定社の協力が得られなくなる状況となる蓋然性は高いと考えられる。このような状況になることを踏まえると、実施機関は専門性の高い適性検査を独自で実施できないことから、適性検査の継続が難しくなるのであり、実施機関が行う採用試験に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第6条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

### 5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年12月22日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年5月30日 第2部会（第107回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年6月27日 第2部会（第108回）	・ 審議
令和5年7月5日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男